

## 居宅介護支援事業所の指定について

---

# 居宅介護支援事業所の指定について

## 1. 新規指定申請の概要

所在地	境港市渡町972番地1
事業所の名称	居宅介護支援事業所 はーとらいふ花音
事業主体	株式会社 ビサイド
サービス種別	居宅介護支援事業所
指定予定年月日	令和4年9月1日

## 2. 人員基準

(1) 介護支援専門員 … 常勤・兼務（介護支援専門員、管理者）1人配置

事業所ごとに、1人以上の居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を配置すること。  
※常勤とは、事業所における勤務時間が、事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数を達していることをいう。

(2) 管理者 … 常勤・兼務（主任介護支援専門員、管理者）1人配置

原則として、主任介護支援専門員であって、専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。  
※管理者が介護支援専門員の職務に従事している場合及び事業所の管理上支障がなく、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合は、必ずしも専ら管理者の職務に従事する常勤の者でなくても差し支えない。

## 3. 運営基準

- ・運営規程の概要、重要事項を記した文書を交付して事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。
- ・利用者や利用者の家族の希望、利用者の生活全般について十分把握し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題に対応するための最適なサービスの組み合わせを検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画を作成すること。
- ・事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

※参考 本市の事業所指定状況

◆居宅介護（介護予防）支援事業所（令和4年8月1日現在）

サービス種類	事業所数
居宅介護支援	7
介護予防支援	1